

①妊娠・出産・子育てを通じた医療にかかる経済的負担の軽減

不妊治療や子育てにかかる医療費の一部助成を行い、保護者等の経済的負担を軽減します。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
ひとり親医療費助成事業 （保険年金課）	母子又は父子の家庭で、母（父）の所得制限額を超えない方に、医療費の一部を助成
小児（特例小児）医療費助成事業 （保険年金課）	出生の日から中学3年生までのお子さんに対して、所得制限を設けず、医療費をすべて助成（無料化）。また、平成29年度から対象者を高校生相当年齢まで拡大予定
妊産婦医療費助成事業 （保険年金課）	妊産婦で、本人又は配偶者の所得が所得制限を超えない方に、産科・婦人科に限らず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成
不妊治療費助成事業 （保健福祉センター）	特定不妊治療を受けられたご夫婦に治療費の一部を助成
未熟児養育医療給付事業 （保健福祉センター）	出生児体重が2,000g以下など、医師が入院養育が必要と認めた新生児の治療にかかる医療費を助成

②通園・通学にかかる経済的支援

子どもが保育所、幼稚園や小・中学校に通うあたり、必要となる費用の一部助成や物品の贈呈を行います。

●具体的事業

事業名（所管課）	事業内容
利用者負担額にかかる経済的負担の軽減 （子育て支援課）	保育所等の利用者負担額について、国基準の利用者負担額よりも4割程度を減額
要保護・準要保護児童就学援助事業 （学校教育課）	小中学生のいる世帯で、経済的な理由から就学が困難な家庭に対して学校教育に必要な費用（学用品費、学校給食費等）を支給
私立幼稚園就園奨励補助事業 （学校教育課）	施設型給付を受けない私立幼稚園を利用する世帯に利用者負担額等の一部を補助
就学ランドセル贈呈事業 （学校教育課）	支給要件に所得制限等を設け、新入学児童にランドセルを贈呈
ヘルメット贈呈事業 （学校教育課）	中学校入学時に、新1年生に対して自転車通学用ヘルメットを贈呈

## 基本目標 1 とことん子育て応援“TONE”プロジェクト